

安心して快適に暮らすために(独居・高齢者世帯)

●配食サービス●

毎日、栄養のバランスのとれた食事（昼食）をお届けすると共に、安否の確認を行います。

利用できる方 自力で食事の調理が困難なおおむね
65歳以上の一人暮らし、または高齢者世帯（日中独居・日中高齢者世帯含む）で、週1日以上継続して配食を希望する世帯の方。（他の世帯員又は本市に居住する扶養義務者から食事の提供を受けられる方を除く）

配 食 日 每日（1月1日～3日を除く）のお昼
利 用 料 1食300円

●福祉電話の貸与●

近隣に扶養義務者のいない一人暮らし、または高齢者世帯で、経済的に電話を設置することが困難かつ、携帯電話を所持していない世帯を対象に、安否確認などのために福祉電話を貸与します。

利用できる方 近隣に扶養義務者のいない**65歳以上**の一人暮らし、または高齢者世帯で、
市民税所得割非課税世帯

●寝具乾燥サービス●

寝具を自然乾燥させることができない方を対象に、専門業者が自宅に伺い寝具の乾燥を行います。

利用できる方 おおむね**65歳以上**の一人暮らしの方など。

利 用 回 数 月1回 **利 用 料** 無料

※専用車両（トラック）が自宅付近に出入りし、電源プラグを使用します。

●緊急通報装置●

自宅での急病や事故の際、発信機のボタンを押すだけで、協力員への連絡や救急車の手配など迅速かつ適切に対応します。固定型か携帯型を選択し、固定型はオプションで安否確認センサーの利用ができます。（※固定型は電話回線が必要、固定・携帯型ともに在宅時専用です。）

利用できる方 **65歳以上**の一人暮らし、または高齢者世帯。（日中高齢者のみとなる世帯を含む）

利 用 料 無料。ただし、市民税所得割課税世帯は、レンタル料月額1,000円（安否確認センサー利用世帯は+150円）+消費税
※毎年利用料の見直しが行われます。

●独居高齢者の見守り支援●

孤独感の解消と安否の確認のための見守り支援事業として、次のいずれかを利用することができます。

見守り支援の種類

- ①乳酸菌飲料を2週間に1回配達
- ②毎日定時に自動音声による電話連絡を行い、結果を家族などにお知らせ

利用できる方 **70歳以上**の一人暮らし（親族が同一敷地内にいる場合を除く）で、継続して見守りを希望し、配食サービスやデイサービス・ホームヘルプサービスなどを週1回以上利用していない方。

利 用 料 無料

●火災報知器の設置●

火災報知器をお住まいの住宅の寝室や寝室に続く階段に設置します。（設置していない住宅が対象）

利用できる方 **65歳以上**の一人暮らし、または高齢者世帯で、取り付ける住宅の所有者。

設 置 料 無料。ただし、**市民税所得割課税世帯**は、2,500円+消費税

●あんしん見守りネットワーク●

市及び地域包括支援センターを中心として、地域協力員、協力事業者及び実施機関との連携による高齢者等の見守りのネットワークの構築を図り、高齢者等の日常の異変を発見したときに迅速に対応できる体制づくりをしています。

高齢者福祉課

TEL 0476-20-1537



●独居高齢者ふれあい訪問等サービス●

各地区の地区社会福祉協議会が、毎月1回、給食等のサービスを実施し、孤独感を解消させ、地域社会との交流を深めるとともに、安否の確認を行います。

利用できる方 **65歳以上**の一人暮らしの方

利 用 料 無料

利 用 方法 お住まいの地区的社会福祉協議会もしくは民生委員に申し出をする。

成田市社会福祉協議会

TEL 0476-27-7755